

野々市市子ども読書活動推進計画（第四次） （案）

ののいち子ども読書活動4か条

の びる子みんな大好き 読書の時間

の ーテレビ のーネット 広がる^{うちどく}家読家族

い のちと知をつなぐ 大人への読書

ち からを合わせて 楽しい図書ボランティア

令和7年3月

野々市市教育委員会



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

野々市市子ども読書活動推進計画（第四次）内容

○野々市市子ども読書活動推進計画（第四次）概要（図）

1 計画の主旨

- 策定の目的、本市の状況、第三次計画における主な成果・課題・評価…………… 1
- 計画の概要（位置づけ、計画の期間、対象年齢、実施主体）…………… 3

2 基本方針（基本施策）…………… 5

- （１）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進
- （２）子どもの読書環境の整備充実
- （３）子どもの読書活動に関する啓発

○用語の説明…………… 6

3 実施計画…………… 8

（１）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

- 第１期 乳幼児期（概ね０～２歳）…………… 8
- 第２期 幼児期（概ね３～５歳）…………… 10
- 第３期 学童期（概ね６～12歳）…………… 12
- 第４期 青年前期（概ね13～15歳）…………… 15
- 第５期 青年中期（概ね16～18歳）…………… 17
- 特別な支援が必要な子ども（０～18歳）…………… 19

（２）子どもの読書環境の整備充実

- ①ハード面の充実…………… 21
- ②人的体制の整備…………… 23

（３）子どもの読書活動に関する啓発

- ①保護者及び子どもの身近な大人への啓発…………… 25
- ②保護者及び子どもの身近な大人から子どもへの啓発（行動指針）… 27
- ③計画の周知、広報…………… 28

4 推進体制…………… 30

- （１）子ども読書活動推進連絡会の位置づけ
- （２）点検と評価

○添付資料…………… 31

野々市市子ども読書活動推進計画（第四次）概要（計画期間 令和7年度～11年度）

趣旨

全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、全庁の関係部署・機関・施設が行う施策の方向や具体的な取組を示す。

【実施主体】

教育委員会部局及び市長部局の関係課、地域の教育機関（小中学校、高校、公民館等）、福祉施設等（保育園等、子育て支援センター、児童館）を主体とし、ボランティア等と連携を図りながら実施する。

◆本市の状況

○コミュニティ・スクールの開始

家庭・地域・学校が一体となって子どもたちをはぐくむ仕組みによりボランティアが活躍している。

○デジタル化の進展

児童生徒一人一台タブレット端末の整備、インターネットでの図書館資料や公共施設の予約受付など、デジタルを活用した取組が行われている。

○SDGsの推進

SDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に本市が選定された。

◆主な課題

○感染症等への対策

思いがけない災害等があっても読書活動を継続できる方法の研究が必要。

○子どもの読書に関する研修の充実

取組の担い手が計画の趣旨を理解し、事業運営のノウハウを学べる研修機会の創出と情報提供が重要。

○市民と行政の連携による活動の推進

豊かな読書体験を子どもたちに提供できるよう、家庭・地域・学校が連携・協力して取り組むことが重要。

今回の改正のポイント

- 「誰一人取り残さない」ための、デジタル技術の活用も取り入れた多様な働きかけ
- 子ども同士で本を紹介し合う取組の推進
- 家庭・地域・学校が連携して取り組むことの重要性を伝えていく

基本施策（１）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

第1期 乳幼児期 (生まれる前を含む 概ね0～2歳)	第2期 幼児期 (概ね3～5歳)	第3期 学童期 (概ね6～12歳)	第4期 青年前期 (概ね13～15歳)	第5期 青年中期 (概ね16～18歳)	特別な支援が必要な子ども (0～18歳)
【施策の方向性】 ○子どもが本と出会う機会をつくる ○すべての親子に働きかける ○家庭での読み聞かせを推奨する	○子どもが読書を楽しむ機会をつくる ○家庭での読み聞かせを推奨する	○本を読み活用する力を育てる ○読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する ○図書館等への来館を促す	○本を読み活用する力を育てる ○読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する ○働きかけを行う側に立つ機会をつくる	○読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する ○働きかけを行う側に立つ機会をつくる	○図書の利用を支援する ○子どもの本が利用できる施設の利用を支援する
【具体例】 読み聞かせ、おはなし会、ブックスタート、プレパパママのおはなし会、乳幼児向けの絵本数冊をバック詰めにした貸出など	読み聞かせ、おはなし会、図書の貸し出し、読書に関連した催し（演劇等）など	図鑑や科学絵本を楽しむ機会を増やす、朝読、家読、図書館での催事の開催など	調べる学習、読書感想文、朝読、図書館での職場体験、子ども同士で本を紹介し合う取組など	Web情報を含む情報提供、電子書籍、年少者に読み聞かせる取組、ビブリオバトルなど	外国語の本、視覚障がい配慮した資料、電子書籍の活用促進、障がいのある子が参加しやすい催し、災害等被災者に対する支援など

基本施策（２）
子どもの読書環境の整備充実

①ハード面の充実

- 市民が身近な施設で子どもの本を利用できる環境をつくる
- 市立図書館の図書の充実を図る
- 団体貸出、相互貸借の推進を図る
- 市立図書館による地域の施設の活動を支援する

②人的体制の整備

- 職員の能力の向上を図る
- 連携事業を開催する
- 図書ボランティアの発掘・育成を行う
- 図書ボランティアの活動を支援する

基本施策（３）子どもの読書活動に関する啓発

①保護者及び子どもの身近な大人への啓発

- 保護者が子どもの読書に触れる機会をつくる
- 保護者に読書に関する情報を提供する

②保護者及び子どもの身近な大人から子どもへの啓発
(行動指針)

③計画の周知、広報

- 広く市民を対象としたPRを行う
- 「ののいち子ども読書の日」を実施する
- 「ののいち子ども読書活動4か条」の活用を図る

行 動 指 針

- ★いつでも取り出せる所に、子どものための本を置いておく
- ★子どもの本を利用できる地域の施設に子どもを連れて行く
- ★本を読んだことを褒めてあげる、読み終わられるように励ます
- ★本を読んで、感想をみんなで話し合う …など

(加えて子どもの読書に関わる機関の参考となる情報の提供を行う)

1 計画の主旨

【策定の目的】

子どもの読書は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、全庁の関係部署・機関・施設が行う施策の方向や具体的な取組を示し、市民とともに子どもが読書を通して豊かな人格を形成できる地域社会を創り出すことが、本計画策定の目的です。

【本市の状況】

○コミュニティ・スクールの開始

近年、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化していることから、課題の解決と子どもたちの豊かな成長のためには、「地域総がかり」での教育の実現が不可欠とされています。本市では、家庭・地域・学校が一体となって子どもたちをはぐくむ仕組みとして、令和4年度からコミュニティ・スクールの開始しました。ボランティア登録された地域の人々が、特技や技能を活かし、読み聞かせや学校図書館業務の支援などの分野で活躍されています。

○デジタル化の進展

わが国では、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」を目指すべき未来社会像（Society 5.0）とし、その実現のためにデジタルの力を活用した社会的課題の解決が求められています。

こうした中、本市では、令和2年度に、国のGIGAスクール構想による「児童生徒一人一台タブレット端末」と「小中学校における高速通信ネットワーク」が整備されました。学校以外でも、インターネットでの図書館資料や公共施設の予約受付など、デジタル化により利便性を高める取組が進められています。

○SDGsの推進

持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs未来都市」に、令和5年度に本市が選定されました。このことから「誰一人取り残さない」SDGsの理念に基づき、子どもたちがいつでもどこでも読書に親しめる環境づくりを行うとともに、様々な関係者と連携しながら、質の高い教育の機会を積極的に創出していくことが求められています。



【第三次計画における主な成果・課題・評価】

計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行があり、計画されていた取組の多くが中止や縮小を余儀なくされることとなりました。そうした中でも、様々な工夫により取組が実施されており、その成果や課題は以下のとおりです。

《主な成果》

○市立図書館（カレード）を中心とした取組の充実

学びの杜ののいちカレードでは、蔵書数の増加に伴い貸出冊数も増加し、特に10代の子どもに対する貸出冊数が増加しました。カレードの蔵書の充実は、自館での貸出冊数の増加のみならず、児童館や学校等への団体貸出の増加及びその利用者への貸出冊数の増加にもつながっています。

また、音楽や料理、科学実験などに対応した市民学習センター機能を活かして、子どもの興味を引く催しを行ったことで、多くの子どもが図書館に足を運びました。

○発達段階に応じた取組による読書習慣の形成

保育園等では、絵本に登場する食べ物を給食に取り入れるなど、読書と食育を関連付けて、子どもと保護者の読書への関心を高める取組が行われました。

また、すべての小中学校で「朝読（あさどく）」が行われ、勉強や遊び、部活動などで忙しい時期と言われる児童・生徒たちが読書の時間を持つことができました。

高校では、生徒が保育園等へ出向き読み聞かせを行う活動が行われ、市立図書館では高校生によるボランティア活動が行われました。初めはもっぱら働きかけを受ける側だった子どもたちが、より年少の子どもらに働きかけを行う若者へと成長していく環境が整っています。

○取組の担い手となる大人への働きかけ

広く市民に子どもの読書活動についての関心と理解を深める取組である「ののいち子ども読書の日」の期間中に、市立図書館の館長を講師として、大人に向けて読み聞かせを行い、読書の楽しさを伝える催しが開かれました。

コロナ禍においては、保育園等でも絵本の貸し出しの休止や、人と人の接触を伴う催しの中止といった影響がありましたが、家庭での読書を推進するため、多くの園において、おすすめの本のリストを保護者に配布する取組が行われました。

《主な課題》

○感染症等への対策

コロナ禍においては、本市でも子どもの読書に関わる各施設の臨時休館、図書貸出の停止、おはなし会等の多くの人を集める催しの中止といった影響があり、子どもの読書活動を推進するうえで大きな妨げとなりました。

一方で、外出の自粛が求められた時でも、インターネットを使って自宅で電子書籍を借りられる電子図書館サービスの利用は増加しました。アクリル板を設置したり、消毒を徹底したりすることで、実施できるようになった取組もあります。今後は、感染症の流行や思いがけない災害があっても読書活動を継続できる方法を研究し、環境を整えていくことが重要です。

○子どもの読書に関する研修の充実

学校等では、子どもの読書に関する職員研修の必要性について理解が進み、職場内での研修が開催されていますが、職場外での研修に参加したことのある職員も増えつつあります。子どもを取り巻く環境は刻々と変化していることから、研修は継続的に行われる必要があります。子どもの読書推進の取組の担い手が研修を受け、事業の企画・立案・運営のノウハウを身に付けることで、取組がより充実したものとなることが期待できます。独自で研修を開催するほか、市内外で行われる講座等に参加することも有効であり、市立図書館からの研修に関する情報提供などの働きかけが重要となります。

○市民と行政の連携による活動の推進

コロナ禍によって、多くのボランティア活動が中止となりました。長い休止期間をはさむことにより、ボランティア活動に参加する意欲の低下が懸念されます。

本市では、令和4年度に、地域とともにある学校づくりを行う「コミュニティ・スクール」を開始し、家庭・地域・学校が連携・協力して子どもたちを育む気運が高まっています。様々な市民や団体と連携・協力し、より豊かな読書体験を子どもたちに提供していくことが重要です。

《評価》

一次・二次評価結果については、別添資料「野々市市子ども読書活動推進計画（第三次）の評価結果に関する資料」にまとめました。

【計画の概要】

ア 位置づけ

国は、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする基本計画を定めました。さらにその成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、継続的に見直しを行っています。

県も、その趣旨に沿って、「石川県子ども読書活動推進計画」を策定し、見直しを続けています。

本市においても、国の法律に基づき、国・県の計画を踏まえて、「野々市市第二

次総合計画」、「野々市市教育ユニバーサルプラン」やその他関連する計画との整合性を図り、本計画を策定します。

イ 計画の期間

本計画は、令和7年度から11年度までの5か年計画とします。ただし、計画の期間中であっても、必要に応じて計画の見直しをします。

ウ 対象年齢

0歳から概ね18歳までを対象とします。

エ 実施主体

国が定める基本計画の基本的方針に則り、子どもの読書活動推進には地域社会全体の参画と連携が重要であるという考え方に基づいて、市教育委員会部局のみならず、市長部局も主体とし、地域の教育機関、福祉施設等との連携を図ります。

2 基本方針（基本施策）

（１）発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

各発達段階における子どもの特性と読書との関わり方、第三次計画の取組から見えてきた現状と課題、その発達段階における読書活動の推進及び課題の解決を実現するための施策の方向性と具体例を示します。

働きかけを、どの実施主体が、どのように行うかを示し、適切な評価を行うため、各施策の達成状況を示す評価指標を設けます。

（２）子どもの読書環境の整備充実

子どもが読書活動に取組みやすい環境を整備するために、各実施主体が行う施設や設備等に関する取組、子どもの読書を支える人や組織に関する取組を示します。

（３）子どもの読書活動に関する啓発

子どもの読書活動の意義と重要性に関する理解を、市内のすべての保護者及び子どもの身近な大人、市民全体に広く行きわたらせるための各実施主体が行う取組を示します。

また、保護者及び子どもの身近な大人が、子どもに働きかけを行うための指針を示します。

【用語の説明】

（施設に関する用語）

保育園等

保育園及び認定こども園を示す。

学校等

ここでは、小学校、中学校、高校、保育園等を示す。

公民館等

生涯学習課所管の公民館、女性センターを示す。

地域の施設

ここでは、学校等を除く子どもの読書に関わる施設を示し、具体的には保健センター、子育て支援センター、児童館、公民館、女性センター、市立図書館をいう。

すべての施設

ここでは、子どもの読書に関わるすべての施設を示し、具体的には保健センター、子育て支援センター、児童館、公民館、女性センター、市立図書館、小学校、中学校、高校、保育園等をいう。

（その他）

朝読（あさどく）

小中学校や高校で、朝の始業前の 10 分程度の時間を、読書の時間に充てる取組で、「朝の読書」「朝読書」ともいう。子どもたちが落ち着いて授業を受けられる、集中力が身に付く、読解力が向上する等の効果があると言われる。

家読（うちどく）

家庭で行う読書という意味で、読書を通して家族のコミュニケーションを深める取組をいう。家族が同じ本を読む、またはそれぞれ異なる本を読んで、感想を話し合うなどさまざまな方法がある。

学校司書

学校図書館法の規定により、学校図書館の管理やサービスを担うために配置された専任の職員。

カレードサポーター

図書ボランティアのうち、学びの杜ののいち カレードで活動する人を示す。

図書ボランティア

図書に関わるボランティア活動全般、またはそれに携わる人を示す。具体的な活動としては、図書の整理、破損した本の修復、読み聞かせ、催しの手伝い等がある。

ブックスタート

地域の0歳児健診に訪れた親子に、読書の楽しさや大切さを伝える取組。乳児ひとりひとりに絵本が手渡される。

本市では、保健センターで月2回行われる7か月児相談の会場で、ボランティアが、おすすめの絵本や子育てに役立つプリント等を入れた「ブックスタートパック」を親子に手渡している。

プレパパママ

初めて父親・母親になる妊娠期の親のことをいう。

POP（ポップ）

図書館で使うPOPは、おすすめしたい本を紹介するためのツールで、本のあらすじや見所、キャッチコピー、イラストなどが書かれたカードをいう。

3 実施計画

(1) 発達段階に応じた家庭、地域、学校、社会全体における取組の推進

第1期 乳幼児期（概ね0～2歳）

◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・保護者とのスキンシップや温かな言葉かけによって、愛されていることを感じ、言葉を覚え、感性が育まれる時期です。
- ・初めて本に出会う時期です。この時期の子どもは、身近な大人がおはなしを語って聞かせたり、絵本を読み聞かせたりする中で、読んでもらうことの楽しさを知っていきます。
- ・一日の大半を家庭で過ごすため、その読書環境の充実については、保護者の対応に委ねられます。育児の孤立化が社会問題となっていますが、地域に出かけることで、子どもの読書活動を支える市民との交流も生まれます。なお、この時期から保育園等に通い始める子もいます。

◎現状と課題

（現状）

保健センターでは、妊娠中の母親と父親が、出産・育児について学ぶ講座を開催しています。また、4か月児健康診査に参加した親子に絵本を手渡し、読書の大切さを伝える「ブックスタート」を行っています。

保育園等では、クラス絵本の活用や園文庫の貸し出しを行っています。

市立図書館や子育て支援センター等で、乳幼児の親子のためのおはなし会を行っています。

（課題）

保護者の関心の度合いが、子どもの読書環境に大きく影響することから、妊娠期を含む保護者への働きかけが重要です。

◎施策の方向性

A 子どもが本と出会う機会をつくる

（具体例 読み聞かせ、おはなし会、ブックスタート）

B すべての親子に働きかける

（具体例 ブックスタート、プレパパママのおはなし会、おすすめ絵本リストの活用）

C 家庭での読み聞かせを推奨する

（具体例 図書の貸出、乳幼児向けの絵本数冊をパック詰めにした貸出）

◎評価指標 （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	乳幼児の親子を対象とした読書に関する催しの開催数の合計	100 回	110 回	子育て支援センター、児童館、市立図書館
B	乳幼児におすすめの絵本のリストを提供した施設の数	4 施設	6 施設	子育て支援センター、児童館、市立図書館

◎発達段階をまたぐ指標 （統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
C	子どもに対する本の貸出冊数（第 1 期 乳幼児期（概ね 0 ～ 2 歳）を含むデータ）			
	0 ～ 5 歳の子どもに対する貸出冊数	13,646 冊	15,000 冊	保育園等
	0 ～ 12 歳の子どもに対する貸出冊数	823 冊	1,000 冊	児童館
	0 ～ 6 歳の子どもに対する貸出冊数	37,236 冊	40,000 冊	市立図書館
	0 ～ 15 歳の子どもに対する貸出冊数	757 冊	800 冊	公民館等

☆参考事例紹介

【あかちゃんぱっく】

市立図書館では、乳幼児向けの絵本を 5 冊セットにして貸し出す取組を行っています。この取組は、新型コロナウイルス感染症が流行していた時に、利用者の施設滞在時間をできるだけ短縮できるようにと考案されたものでしたが、

- ・乳幼児向けの本選びの助けになる
- ・急いでいる時でもすぐに借りられる

といった利点があり、利用者からの好評を受け、コロナ禍が落ち着いてからもサービスを継続しています。



◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・自分でできることが徐々 to 増え、いろいろな物事に関心を示すようになる時期です。
人間関係の基盤となる豊かな心情、物事に自分から関わろうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度等が養われる時期です。
- ・徐々に物語性のある本を楽しめるようになります。幼児期に読んだ本は、成人になっても心に残り、生涯の支えとなる場合もあります。まだ自らの意志で地域の図書館に行くことも、本を借りることもできず、自分に合った本を選び取る力も十分ではありませんが、読んでもらって楽しかった経験を持つ子どもは、また読んでほしいと周囲の大人に伝えます。読書が習慣として身に付き始める時期です。
- ・多くの子どもが保育園等に通うようになり、生活の場が家庭の外へと広がります。そこで新たな本と出会い、読書に対する興味をさらに広げていきます。

◎現状と課題

（現状）

保育園等では、読み聞かせや、子どもが園の活動等を通して読書に親しめる取組を行っています。児童館や市立図書館等では、おはなし会や、子どもが読書に関心を持つきっかけとなる催しを行っています。

（課題）

公民館等や一部の児童館で、この時期の子どもの来館が少ない傾向がみられます。子どもによっては、最も身近で利用しやすい施設となる場合もあるため、子どもの来館につながるような行事等の工夫が求められます。

第1期の子ども同様に、保護者の関心の度合いが子どもの読書環境に大きく影響を与える時期であることから、保護者への働きかけも重要です。

◎施策の方向性

A 子どもが読書を楽しむ機会をつくる

（具体例 読み聞かせ、おはなし会、演劇など読書に関連した催し）

B 家庭での読み聞かせを推奨する

（具体例 図書の貸出）

◎**評価指標** （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	幼児を対象とした読書に関する催しの開催数の合計	92 回	100 回	児童館、公民館等、市立図書館

◎**発達段階をまたぐ指標** （統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
B	子どもに対する本の貸出冊数（第2期 幼児期（概ね3～5歳）を含むデータ）			
	0～5歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	13,646 冊	15,000 冊	保育園等
	0～12歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	823 冊	1,000 冊	児童館
	0～6歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	37,236 冊	40,000 冊	市立図書館
	0～15歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	757 冊	800 冊	公民館等

☆参考事例紹介

【本に登場する料理を食べる催し】

絵本やむかしばなしには、お菓子や料理が魅力たっぷりに描かれたものが多数あり、子どもたちに大人気です。そんな中、保育園や市立図書館などでは、本に登場するお菓子などをつくる催しを行っています。

施設によっては、親子で参加する催しとなっていて、小さい子もお料理にチャレンジしています。

このほか、本に登場するごはんやおやつを給食のメニューに取り入れる取組を行っている施設もあり、子どもの読書への関心を高めることにつなげています。



◎この時期の特性と読書との関わり方

（小学校低学年）

- ・読み書きの基本を学び、自分で本が読めるようになります。
- ・言葉や文章を理解する力は未熟なため、理解を助ける上で読み聞かせが役立ちます。
- ・読む本を自分で選ぶ機会が増えてきます。本を読んだ感想を家族や友だちと話し合えるようになります。

（小学校中学年）

- ・同年代の仲間とのつながりを深めていく時期です。
- ・必要な情報を本から得て、考えをまとめる力を身に付けていきます。
- ・自ら進んで地域の子どもの本を貸し出す施設を利用し、本を借りることができるようになります。

（小学校高学年）

- ・物事をある程度客観的に捉えられるようになり、抽象的な概念を理解できるようになってきます。
- ・長い文章を含む本も読むようになるため、一冊を読み終えるために要する時間がこれまでより長くなります。読み聞かせが上手になります。
- ・習い事や遊びに忙しく、読書に費やす時間が少なくなり、読書離れが始まる時期と言われます。なお、学年を問わずこの時期の子どもは、日常生活の大半を学校で過ごすため、学校図書館が本を利用するための最も身近な施設となります。

◎現状と課題

（現状）

小学校では、日頃の授業や活動を通して、子どもが本を読み活用するために必要な様々な力を育てています。また、全校一斉の読書活動である「朝読」を行っており、読書を通して家族のきずなを深める「家読」も推奨しています。学校図書館では、子どもが主体的に読書活動に取り組む機会となる図書委員会の活動が行われています。

児童館、市立図書館、公民館等では、子どもが読書に親しみをもち、図書の利用につなげる取組を行っています。市立図書館では、子どもの読書に関連した様々な展示やイベントが行われており、子どもが図書館を訪れ、本に出会うきっかけとなっています。

子ども自身が読み聞かせを聞くだけでなく、他者への読み手となって感謝されることもあり、読書の意欲がさらに高まる機会となっています。

（課題）

地域の施設では、子どもの図書利用を促す取組を行っていますが、子どもが自由に過ごせる時間が少なく、地域のイベント等に参加しにくくなっている傾向が見られます。子どもの関心の高いテーマを取り入れた催しを工夫する必要があります。

◎施策の方向性

- A 本を読み活用する力を育てる
(具体例 図鑑や科学絵本を楽しむ機会を増やす、調べる学習、読書感想文・感想画、おすすめ図書など)
- B 読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する
(具体例 朝読、家庭での読書(家読)を促す取組、子ども同士で本を紹介しあう取組、子ども自身が読み聞かせを行う取組、図書館長や司書の業務を体験する取組など)
- C 図書館等への来館を促す
(具体例 図書館訪問(招待)、図書館での催事の開催、スタンプラリー、図書館便りの配布など)

◎評価指標 (「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
B	月1回以上、「家読の日」を設ける学校の割合	80%	100%	小学校
B	子ども同士で本を紹介し合う取組の実施回数	22 回	35 回	児童館、小学校、公民館等、市立図書館
C	児童一人当たりの貸出冊数	79 冊	85 冊	小学校
C	7歳～12歳の子どもに対する貸出冊数	66,954 冊	68,000 冊	市立図書館
B、C	読書に関する催し(図書館においては来館を促す催しを含む)の開催数の合計	91 回	95 回	児童館、小学校、公民館等、市立図書館

◎発達段階をまたぐ指標（統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	調べる学習コンクールの出品点数	1,225 点	1,250 点	小学校、中学校
C	子どもに対する本の貸出冊数（第3期 学童期（概ね6～12歳）を含むデータ）			
	0～12歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	823 冊	1,000 冊	児童館
	0～15歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	757 冊	800 冊	公民館等

◎【参考】第3次市教育ユニバーサルプランの成果指標

指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R13)	指標の説明
1日30分以上読書をする（小6）	%	42.2	60	全国学力・学習状況調査
昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、学校や地域の図書館に週1回以上行く（小6）	%	29.0	35.0	

☆参考事例紹介

【図書館を使った調べる学習コンクール】

市では、図書館資料をはじめ様々な情報を活用した調べる学習を通じて、児童生徒らが自ら考え、判断し、表現する力を育むことを目的とし、「図書館を使った調べる学習コンクール」を開催しています。

また、コンクールに関連した様々な取組を行い、図書の活用につなげています。

○チャレンジセミナー（調べる学習の方法についての説明）

○調べる学習相談室（司書によるテーマ選びや本探しの相談）

○表彰式

○受賞作品展 など



◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・子どもから大人への過渡期にあり、思春期特有の悩みを抱える子や、反抗期を迎える子もいます。
- ・読書傾向は、児童図書から一般図書へと、目まぐるしく移行していきます。学習のために図書館を利用することが増えます。幼い頃からの読書経験の積み重ねの有無によって、読書への関心の度合いや読む力の差が拡大する傾向にあります。偶然出会った一冊の本が、子どもの成長を促すきっかけとなることもあります。おすすめの本を紹介し合い、読書を通じて仲間をつくることができます。
- ・勉強や部活動に忙しく、読書の時間を確保することが難しくなります。

◎現状と課題

（現状）

すべての中学校で「朝読」の取組が行われ、貴重な読書の時間が確保されています。また、学習において図書を活用する機会が設けられ、調べ学習コンクールも実施されています。

市立図書館では、若者のために選んだ本を集めたコーナーを設け、読書のきっかけづくりを行っており、この時期の子どもに対する貸出冊数が増加しています。

一方で、子どもが、働きかけを受ける側ではなく、働きかけを行う側に立つ取組が行われています。中学校では図書委員が図書館業務を体験する取組が行われており、市立図書館では、職場体験学習の場として、中学生の受け入れを行っています。

（課題）

市立図書館等の地域の施設においては、10代の若者の利用が他の年代と比べて少ないことから、この時期の子どもを対象とした取組があまり実施されていません。若者が興味を持つ事業の開催に努めるほか、若者自らが得意なことを活かして、おすすめの本を紹介する等、情報発信を行う場を提供するといった取組が求められます。

◎施策の方向性

A 本を読み活用する力を育てる

（具体例 調べ学習、読書感想文・感想画、おすすめ図書など）

B 読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する

（具体例 朝読、子ども同士で本を紹介し合う取組など）

C 働きかけを行う側に立つ機会をつくる

（具体例 図書館での職場体験、POPづくりなど）

◎評価指標 「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
B、C	子ども同士で本を紹介し合う取組の実施回数	5 回	8 回	中学校、市立図書館
B	生徒（市立図書館においては 13～15 歳の子ども）に対する貸出冊数	38,990 冊	40,000 冊	中学校、市立図書館
C	10 代の若者を対象とした催しの実施	年 3 回	年 4 回	市立図書館

◎発達段階をまたぐ指標 （統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	調べる学習コンクールの出品点数（再掲）	1,225 点	1,250 点	小学校、中学校
B	子どもに対する本の貸出冊数（第 3 期 学童期（概ね 6～12 歳）を含むデータ）			
	0～15 歳の子どもに対する貸出冊数（再掲）	757 冊	800 冊	公民館等
C	ヤングボランティア（中高生対象）の人数	2 人	3 人	市立図書館

◎【参考】第 3 次市教育ユニバーサルプランの成果指標

指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R13)	指標の説明
1 日 30 分以上読書をする（中 3）	%	28.3	45	全国学力・学習状況調査
昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、学校や地域の図書館に週 1 回以上行く（中 3）	%	16.2	20.0	

★取組アイデア集★ 子ども同士で本を紹介し合う取組のアイデア①

【一箱本棚オーナー】

図書館の本棚の一区画を貸し出す、本棚に見立てた箱を用意するなど、利用者が図書や小物を自由に展示できる取組です。月額を支払うことでオーナーになれる私設の図書館が全国に多数ありますが、これを公共図書館や学校での取組として応用して実施している事例もあります。

本棚のオーナーは自由にテーマを決めて、好きな本や読んでもらいたい本を紹介することができ、図書館司書になった気分を味わうことができます。

◎この時期の特性と読書との関わり方

- ・進学や就職といった進路を選択する時期を迎えます。大人からの情緒的な独立を果たそうとします。自分の考えをしっかりと持ち、表明する必要に迫られる時期です。
- ・読書は、子どもが広い社会を知る手掛かりとなり、将来を切り拓く糧となります。複雑な内容を読みこなす力が付き、読書の多様化と細分化が見られます。
- ・大人から行動を制限されることが少なくなり、行動範囲が広がります。多くの子どもが自分専用の情報端末機器を持つようになります。日々の暮らしの中で大人の助けを借りずに、自分の判断で情報を選び、読み取る力が試される場面に多く遭遇するようになります。

◎現状と課題

（現状）

高校では、POPの制作などの読書を通した創造的な活動や、生徒が小さい子に読み聞かせをするといった、読書で得た知識・経験が他の場で活かされる取組が行われています。そして、そのノウハウが先輩から後輩へと引き継がれています。

希望する生徒は、学校を通して市立図書館の利用者カードを申し込めるため、電子図書館等の市立図書館の各種サービスを利用しやすくなっています。

市立図書館では、進学や就職に役立つ本をコーナーに集めて提供しています。また、10代の若者による図書ボランティア活動を取り入れています。

（課題）

市立図書館では、高校生によるビブリオバトル大会が毎年開催されていますが、大会に参加する学校の固定化が見られます。市立図書館における、この時期の子どもを対象とした取組は、まだそれほど多くはありません。市立図書館には、若者が参加したくなるイベントの開催以外にも、若者のボランティア活動の参画を推進するとともに、若者が主体的にイベントに取り組めるような支援が求められます。

◎施策の方向性

A 読書をする機会、様々な図書に触れる機会を拡充する

（具体例 Web情報を含む情報提供、電子書籍の活用など）

B 働きかけを行う側に立つ機会をつくる

（具体例 子どもが年少者に読み聞かせる取組、POPづくり、ビブリオバトルなど）

◎**評価指標** （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	月に 1 冊以上本を読んだ生徒の割合	39%	40%	高校
A	16～18 歳の子どもに対する貸出冊数	3,684 冊	4,000 冊	市立図書館
A、B	ビブリオバトル大会の新規参加校数	0 校	1 校	市立図書館
B	生徒による年少者への読み聞かせの実施	0 回	1 回	高校

◎**発達段階をまたぐ指標** （統計値を当該時期に限定して取得できない場合）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
B	ヤングボランティア（中高生対象）の人数（再掲）	2 人	3 人	市立図書館

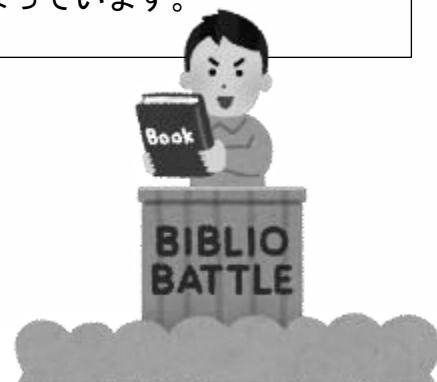
★**取組アイデア集**★ 子ども同士で本を紹介し合う取組のアイデア②

【ビブリオバトル】

ビブリオバトルは、書評をテーマとしたゲームの一種で、平成 19（2007）年に京都大学で始められ、今では全国の小中高校、大学、図書館などで広く行われています。

発表者たちは、順番におすすめの本を 1 人あたり 5 分間で紹介し、観客からの質問を受けます。最後に発表者を含む参加者全員で「最も読みたくなった本」に投票し、チャンプ本を選びます。

ビブリオバトルは単に本の情報を伝える行為ではなく、熱意のこもった発表を聞くことで観客が発表者の「人となり」を知ることができ、本の好きな者同士のコミュニケーションを生み出せる「仕掛け」であることが魅力となっています。



特別な支援が必要な子ども（0～18歳）

◎支援を要する状態と読書との関わり方

- ・発達段階に関わらず、特別な支援を要する状態として、主に2つのケースが想定されます。

1つ目は、身体的な要因です。例えば視覚に障がいのある子は、通常の本を読むのは難しく、車いす使用等の事情により外出が困難な子は、図書館等を利用する機会も少なくなると考えられます。また、最も身近な保護者の身体に障がいがある場合も、その子どもは読書に関わる働きかけを受けにくい状況と言えます。

2つ目は、社会的な要因です。外国からの転入によって、子ども自身や周囲の大人が、日本語を使う上で不自由な状態にある場合や、貧困や家庭の事情等、様々な理由により、教育の機会から遠ざかっている場合などが想定されます。

- ・視覚に障がいのある子には、点字図書や音声資料などその状態に適した本があります。日本語を使うことが難しい子は、簡単な日本語が添えられた絵本や、母国語で書かれた本があれば読書を楽しめます。施設がバリアフリー仕様であれば、車いすに乗ったままでも支障なく入館できます。また、外出が困難で図書館等に来られない子は、インターネットを使った電子図書館サービスにより、電子書籍を読むことができます。

特別な支援が必要な子どもは、本来受けられるはずの働きかけを受けにくい状況にあります。どのような状態であっても周囲の手助けにより、その子に相応しい本と出会えれば、子どもは豊かな読書体験を持つことができます。

◎現状と課題

（現状）

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

学校や市立図書館では、特別な支援が必要な子どもの利用に配慮しており、市立図書館では、点字の絵本や電子書籍等が所蔵、貸し出しされ、図書館を訪問した子どもたちが楽しく利用している様子が見られます。

また、市立図書館では、英語のおはなし会を行い、外国語を母語とする子どもが読書に親しむ機会の提供を行っています。

（課題）

市立図書館や学校図書館では、特別な支援が必要な子どもにとって利用しやすい図書等を備え、来館を促しています。今後も、そうした子どもが積極的に来館し、本を利用したくなるような情報やサービスのさらなる提供が求められます。また、図書館への来館が困難な子どもには、引き続き、来館しなくても図書を利用できる手段として、電子書籍の活用の促進等が求められます。

◎施策の方向性

A 図書の利用を支援する

(具体例 外国語の本や視覚障がい配慮した図書館資料のさらなる充実など)

B 子どもの本が利用できる施設の利用を促す

(具体例 英語のおはなし会の開催、支援を行う人材の育成、各種サービスの情報提供、障がいのある子が参加しやすい催し、災害等被災者に対する支援など)

◎評価指標 (「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安)

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	外国語(バイリンガル)絵本の所蔵数	1,050 冊	1,200 冊	市立図書館
A	点字絵本の所蔵数	42 冊	50 冊	市立図書館
A	音読機能付きの子ども向け電子書籍の所蔵数	100 点	120 点	市立図書館
B	障がいのある人が参加しやすいよう配慮された催しの実施回数	1 回	5 回	市立図書館 公民館
B	視覚障がい者等の円滑な図書館利用を支援する担当者数	0 人	2 人	市立図書館
B	特別な支援が必要な子どもにとって利用しやすい図書館資料※が所蔵されていることを、図書館便り等で、児童生徒に伝えている学校の割合	38%	75%	小学校、中学校、高校

※外国語(バイリンガル)絵本、点字絵本、音声や映像で物語を楽しんだり、知識を得られる資料などをいう。

☆参考事例紹介

【ユニバーサルデザイン落語】

視覚や聴覚に障がいのある人と健常者が、ともに落語を楽しめる催しが市立図書館で開かれ、多くの子どもと大人が参加しました。さわって読める点字絵本を紹介するとともに、アイマスクを付けた参加者が、絵本に登場する生き物などの模型に触れて、それが何かを当てるゲームを行いました。参加者は「見えない状態」を体験し、誰にとっても使いやすい「ユニバーサルデザイン」について理解を深めました。

（２）子どもの読書環境の整備充実

① ハード面の充実

◎現状と課題

（現状）

地域の施設で、子どもが読書に親しむための設備等は、ほぼ充足されています。また子どもの本の所蔵数も特に不足はなく、市民が身近な施設で子どもの本を利用できる環境にあります。

学校図書館では、各小中学校の蔵書を一括して検索でき、貸し借りする本は、市立図書館が運行する学校図書館連絡車によって、週１回配送されるため、学習等に使用する本の相互貸借が円滑に行われています。

市立図書館では、読書記録を印字する通帳などのＩＣＴ技術を活かしたサービスの提供や、様々な機能を持つ部屋を活用した催しの開催が盛んに行われています。蔵書も豊富であるため、学校図書館や地域の施設の取組で、多くの児童図書が必要となった場合には、図書の団体貸出もできる環境にあります。

（課題）

市内の読書活動を牽引していく市立図書館の役割として、学校図書館を中心とした地域の施設への団体貸出の活発化や、多くの人の目に触れる館内での子どもの作品の展示会等への会場提供の推進が求められます。

自然災害や感染症の流行等が発生すると、子どもの読書に関わる施設の利用ができなくなる場合があります。非常時においても、できる限り読書活動が継続できるような方策として、電子図書館の充実などを検討する必要があります。

◎施策の方向性

- A 市民が身近な施設で子どもの本を利用できる環境をつくる
（具体例 子どもの本の充実、読書のためのコーナーづくりなど）
- B 図書館の図書及び設備の充実を図る
（具体例 学校図書館支援図書の充実、配本所（公民館等）の図書の充実、図書館システムの機能向上、電子図書館、返却できる施設の拡大など）
- C 団体貸出、相互貸借の推進を図る
（具体例 配本サービス、学校図書館連絡車、横断検索システムの利活用など）
- D 市立図書館による学校や地域の施設の活動支援の充実を図る
（具体例 展示会への会場提供、巡回展への作品提供など）

◎評価指標 （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	子どもの本の所蔵数合計	273, 664 冊	296, 000 冊	保育園等、子育て支援センター、児童館、公民館等
B	学校図書館支援図書の所蔵数	1, 385 冊	1, 500 冊	市立図書館
C	学校図書館連絡車による図書の運搬数	1, 632 冊	1, 700 冊	市立図書館
C、D	学校図書館への団体貸出数	590 冊	650 冊	市立図書館
C、D	子どもの読書に関わる地域の施設への団体貸出数	50 冊	70 冊	市立図書館
D	市民学習センターにおける子どもの作品展にかかる会場提供回数	年 2 回	年 3 回	市立図書館

☆参考事例紹介

【電子書籍、電子図書館】

電子書籍とは、パソコンやスマートフォンを使って読むことができる図書を指し、電子書籍を貸し出しするシステムを電子図書館と呼びます。

市立図書館では、インターネット上のサービスとして、市内在住・在学・在勤の利用登録者を対象に、電子書籍の貸し出しを行っています。現在、児童書、小説、実用書、雑誌等のコンテンツが、5, 000 種以上利用できるようになっています。

場所や時間を問わず気軽に利用でき、図書館に出向くのが難しいときでも図書が借りられ、勉強や部活動等で忙しい若者がちょっとした休憩時間を読書に充てることもできます。従来の紙の本と併せて活用することで、子どもたちがより読書に取組みやすくなることが期待できます。



② 人的体制の整備

◎現状と課題

(現状)

小・中学校及び高校図書館にはすべて専任の学校司書が配置されており、市立図書館でも司書資格のあるスタッフが多く勤めています。学校図書館と市立図書館の司書が情報交換や自主研修を行う場として、司書連絡会が行われています。

市立図書館では、図書ボランティアを養成し、読み聞かせや図書整理等で活躍の場を提供しています。図書ボランティアには、市立図書館だけでなく、地域の他の施設でも活動している人も多くみられます。

学校等と地域の施設の連携事業の例として、高校生が市立図書館職員による読み聞かせの講座を受講し、その技能を活かして保育園児に読み聞かせを行う取組が行われています。

(課題)

一方で、コミュニティ・スクールの地域学校協働活動ボランティアの登録者や、市との連携事業に取り組む企業が増えており、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの生きる力を育む気運が盛り上がっている状況といえます。

こうしたことから、市立図書館による人材育成や団体貸出等、ボランティア団体の活動支援を図るとともに、学校を始めとした地域の施設においてボランティアや企業が活躍できる場の提供や民間企業とのさらなる連携が求められます。

子どもの読書に関わる職員全体に、本計画の趣旨が浸透するよう、会議等の機会を捉えて、さらなる周知を行う必要があります。

◎施策の方向性

A 職員の能力の向上を図る

(具体例 司書連絡会、読書に関する研修への参加及び開催、子どもの読書イベントへの参加及び見学、子どもへのアンケートなど)

B 連携事業を開催する

(具体例 市立図書館の展示物の貸出、子どもの作品の市立図書館への貸出、高校生が年少者に読み聞かせる取組、民間企業との連携イベントなど)

C 図書ボランティアの発掘・育成を行う

(具体例 図書ボランティア講座、図書ボランティアの活動受入れなど)

D 図書ボランティアの活動を支援する

(具体例 ボランティアへの優遇的な貸出、絵本の充実や紙芝居舞台等の貸出、他機関主催の研修等の情報提供など)

◎評価指標 （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の 方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	子どもの読書に関する研修の開催 回数	年 28 回	年 50 回	学校等、市立図書館
A	子どもの読書に関する研修に参加 した職員数	年 219 人	年 280 人	学校等、市立図書館
B	子どもの読書に関する連携事業数	年 111 回	年 125 回	すべての施設
C	ボランティアに対する研修の回数	30 回	35 回	市立図書館
C	カレードサポーターの人数	80 人	90 人	市立図書館
D	ボランティアに対する絵本等の貸 出冊数	380 冊	410 冊	市立図書館

（３）子どもの読書活動に関する啓発

①保護者及び子どもの身近な大人への啓発

◎現状と課題

（現状）

出産前の保護者には、母子手帳とともに子どもの読書についての啓発資料を配布し、4 か月児健康診査ではブックスタートを行い、保護者に読書の大切さを伝えています。

保育園等では、SNS 等も活用して保護者に向けておすすめの子どもの本を紹介しています。また、学びの場を設けるだけではなく、ボランティア活動に参加したり、子どもたちによる読書をテーマにした舞台発表等を保護者に見てもらったりすることによって、子どもの読書への関心を高める取組が行われています。

市立図書館は、小学校を通じ「ののいち子ども読書の日」に関連して行われる子どもの読書に関するイベントの周知や、家読の実施に向けてのアドバイスを掲載した保護者向けのチラシを配布しています。

（課題）

保育園等においては、なるべく負担の少ない取組方法を工夫しつつ、子どもの読書が大切であることの認識を高めてもらうことが必要であり、その実施に向け、市立図書館による支援が求められます。

◎施策の方向性

A 保護者が子どもの読書に触れる機会をつくる

（具体例 保護者による図書整理活動、読書をテーマにした舞台制作の体験や舞台発表を保護者に見てもらう取組、保護者向けの学習会など）

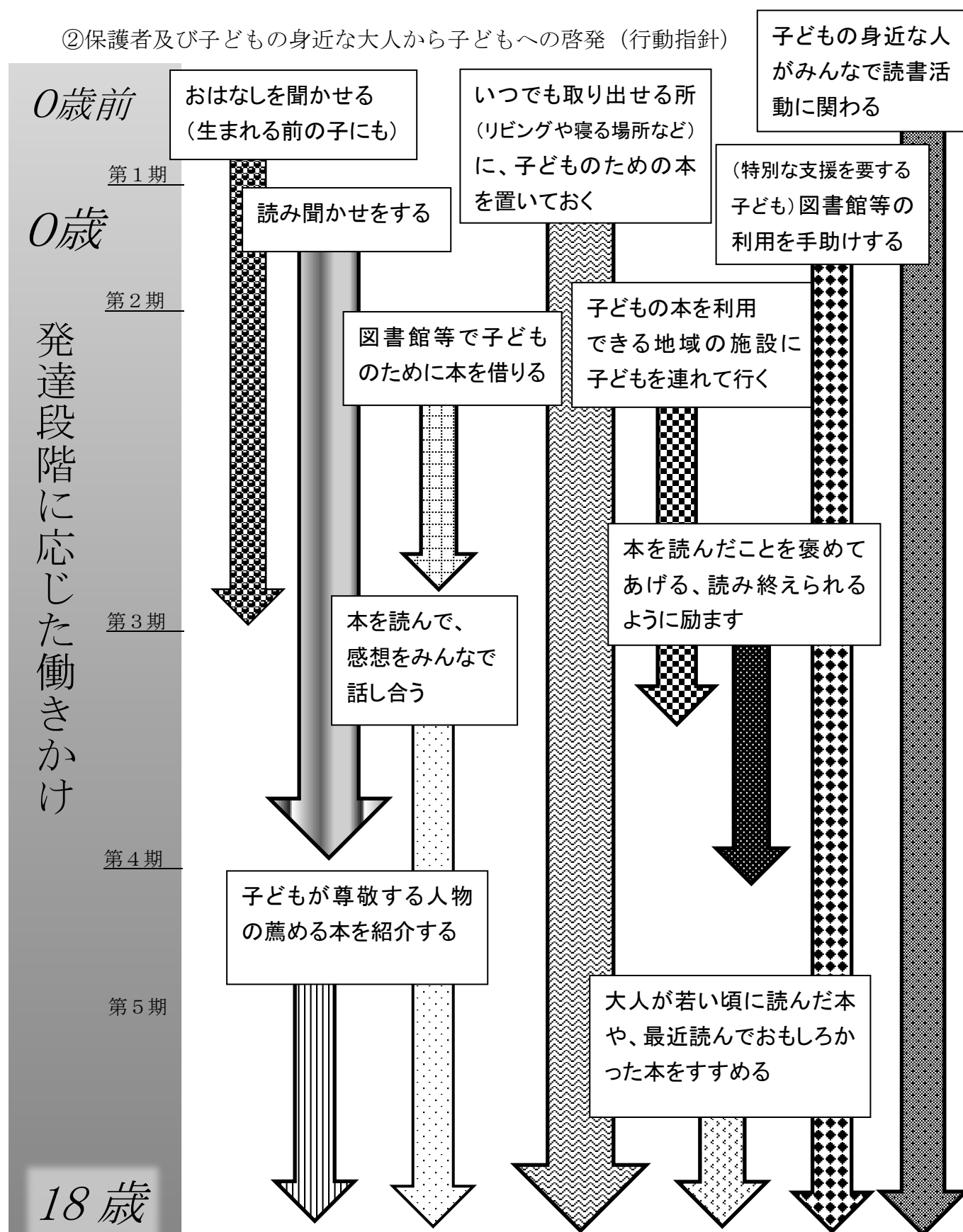
B 保護者に読書に関する情報を提供する

（具体例 おすすめの本を紹介した展示、チラシの配布、SNS による情報提供など）

◎評価指標 （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の 方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	読書に関するボランティアを活用した施設数	7 施設	12 施設	保育園等
A、B	おすすめの本を紹介する展示を行う園の割合	80%	85%	保育園等
A、B	子どもの本の情報や、子どもの読書に関するイベント情報などをお便りやインターネットで提供する施設数	10 施設	15 施設	子育て支援センター、保育園等、児童館、市立図書館

②保護者及び子どもの身近な大人から子どもへの啓発（行動指針）



子どもの発達段階には個人差があり、一つの目安を示したものです。

子どもの読書活動推進には、周囲の大人の支えが重要ですが、特に保護者からの働きかけには大きな効果が期待できます。幼い頃から家庭の中で少しずつ本に親しむ機会を持ち、読書が習慣として身に付くよう働きかけることが大切です。

③計画の周知、広報

◎現状と課題

(現状)

広く市民に、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組「ののいち子ども読書の日」を、子どもの読書に関わるすべての施設で行っています。市立図書館では、チラシやホームページ、SNSを活用して、関連事業の周知を行っています。

市のホームページに、子ども読書活動推進計画及び評価結果を公開しています。また、市広報で、「ののいち子ども読書の日」の周知に合わせて、本計画の趣旨を親しみやすい言葉で表現した「ののいち子ども読書活動4か条」の周知を行っています。

(課題)

「ののいち子ども読書の日」は、子どもの読書活動を推進するだけでなく、子どもの周りの大人自身が読書に親しみ、模範を示すことも重要であることから、大人向けの読書イベントや、大人がボランティアとして子どもの読書に関わる取組を行っていくことも求められます。

「ののいち子ども読書の日」に限らず、市立図書館以外の地域の施設や学校等からも、子どもの読書の大切さを発信していく必要があり、その効果的な方法を工夫し、市立図書館から各機関に伝えていくことが求められます。

ののいち子ども読書活動4か条

のびる子みんな大好き 読書の時間

のーテレビ のーネット 広がる家読家族

いのちと知をつなぐ 大人への読書

ちからを合わせて 楽しい図書ボランティア

◎施策の方向性

A 広く市民を対象としたPRを行う

(具体例 子ども読書活動推進計画の周知、一般市民を対象とした子どもの読書の大切さについての周知、啓発素材の提供など)

B 「ののいち子ども読書の日」を実施する

(具体例 読書に関する催事、啓発活動、その他読書に関する取組)

C 「ののいち子ども読書活動4か条」の活用を図る

(具体例 ポスター掲示、印刷物への刷り込みなど)

◎評価指標 （「施策の方向性」に挙げた各施策の達成状況を把握するための目安）

施策の方向性	指標名	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)	実施主体
A	ホームページ、SNS、広報誌を活用した子どもの読書の大切さについての周知	実施	実施	生涯学習課、市立図書館
B	ののいち子ども読書の日の取組ののべ参加者数	3,530 人	3,800 人	すべての施設
A	子どもの読書に関連した一般の大人を対象とした催しの開催数	6 回	8 回	市立図書館、公民館
C	「ののいち子ども読書活動 4 か条」の掲示、お便り等への掲載を実施したのべ施設数	52 施設	55 施設	すべての施設

☆参考事例紹介

【大人のための読み聞かせイベント】

読み聞かせをしてもらう対象は、必ずしも子どもとは限りません。公民館では、大人向けの読み聞かせイベントが行われました。野々市市に伝わる民話をもとにした手作りの紙芝居を市立図書館が制作し、図書館長とスタッフが演じました。参加者たちは、ひととき童心に帰り、むかしばなしを楽しみました。

また、読み聞かせは、読んでもらうことだけが楽しみなのではありません。市立図書館では、『大人のためのおはなし会』を開催しており、読み聞かせサポーターが読み手を務めます。このイベントは、例年夜に開かれており、照明を落としスポットライトだけを灯した部屋で、怪談などを雰囲気たっぷりに朗読することが魅力となっています。

ボランティアによる読み聞かせを聴いた人の中から、子どもたちへの読み聞かせの新たな担い手が生まれることもあります。



4 推進体制

(1) 市子ども読書活動推進連絡会

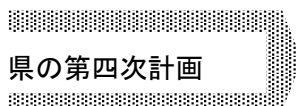
生涯学習課主管による市内の子どもの読書に関わる部署・機関・施設等の代表者で組織された市子ども読書活動推進連絡会を引き続き設置します。子どもの読書活動を効果的に推進するための諸事項について協議します。

(2) 点検と評価

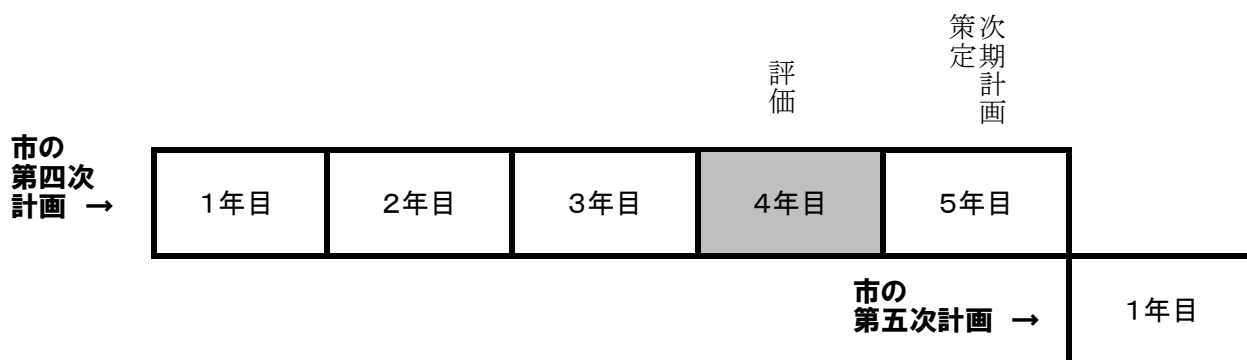
市内の子どもの読書に関わる部署・機関の施策及び事業の充実に役立てるため、計画の進捗状況の点検を毎年行います。また、計画最終年次の前には、計画の評価を行い、次期計画にその結果を反映させます。計画の評価を行う際は、外部委員の意見を求めることとします。

次期計画は、国の方針を踏まえ、県の計画を参考として策定を行います。

令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------



※県の第五次計画は、次期石川の教育振興基本計画に位置付け、教育に関する様々な取組と一体的に計画を推進する予定



《添付資料》

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子

どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

市子ども読書活動推進計画（第四次）策定の経過

【計画策定までの工程表】

実施時期（予定）	実施内容
令和6年 6月1日	市子ども読書活動推進計画策定委員会の委嘱
令和6年 6月28日	教育長から策定委員会への諮問
	第1回子ども読書活動推進計画策定委員会開催 （概要説明）
令和6年 10月9日	第2回子ども読書活動推進計画策定委員会開催 （計画案検討）
令和7年 2月4日	第3回子ども読書活動推進計画策定委員会開催 （計画案作成）
令和7年 2月14日	策定委員会から教育長へ答申の提出
令和7年 2月25日～ 3月21日	パブリックコメントの募集（約30日間）
令和7年 3月	教育委員会に報告
令和7年 4月以降	公表

※上記に加え、市立図書館協議会及び市子ども読書活動推進連絡会での意見聴取を随時行う。

市子ども読書活動推進計画策定委員会

(任期1年 令和6.6.1～令和7.3.31 6人以内)

(敬称略)

役 職	氏 名	備 考
委 員	あさだ 浅田 みどり	図書ボランティア
〃	かさ ま さとる 笠 間 悟	元高等学校教員
〃	かわ かみ ひで こ 川 上 秀 子	家庭教育サポーター
〃	きた かず や 北 一 也	元中学校教員
〃	ほり み え こ 堀 美枝子	元保育士
〃	やま と なお こ 山 戸 尚 子	元図書館員

事務局

氏 名	備 考
よし とみ たつ や 吉 富 達 也	市立図書館館長
げん にゅう よう こ 源 入 陽 子	教育部生涯学習課長
やま ざき きょう こ 山 崎 京 子	教育部生涯学習課長補佐
たけ うち まさ のり 竹 内 雅 則	教育部生涯学習課主査